

### 3 第 61 条の 3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

#### 【改正の概要】

令和 5 年度の税制改正において、農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等が一定の規模のものに限定され、その取得価額が 30 万円以上のものとされた（措法 61 の 3 ①、措令 37 の 3 ②）。